

# 小児慢性特定疾病医療費給付制度における 指定医療機関の申請手続きについて

## 指定医療機関について

- ・平成 27 年 1 月 1 日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、川越市長の指定を受けた医療機関等（病院・診療所、薬局・訪問看護事業者）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が助成を受けることができます。
- ・指定医療機関の申請先は、川越市内にある医療機関は、川越市が申請窓口となります。（川越市外の医療機関につきましては、医療機関の所在地を管轄する自治体で申請手続きを行ってください。）

## 指定医療機関の要件・責務

### 【要件】（法第 19 条の 9）

- ・以下の医療機関等であること。
  - 保険医療機関 ○保険薬局 ○健康保険法に規定する指定訪問事業者
- ・法第 19 条の 9 第 2 項で定める欠格事項に該当していないこと。

### 【責務】（法第 19 条の 11・第 19 条の 12・第 19 条の 13）

- ・指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行わなければならない。
- ・指定医療機関の診察方針は健康保険の診療方針の例による。
- ・指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療の実施に関し、川越市長の指導を受けなければならない。

## 申請手続き等について

「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」を提出してください。（開設者が法人である場合は、氏名、役職名を記載した役員名簿を併せてご提出ください）

【提出先】 〒350-1104 川越市大字小ケ谷 8 1 7 番地 1

川越市保健所 健康管理課 管理給付担当宛

## 留意事項

- ・指定年月日は原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日となります。
- ・指定後、川越市から申請者あてに指定通知を送付します。
- ・指定を行った医療機関等の名称、所在地等を川越市が公表します。
- ・指定の有効期間は 6 年間です。
- ・制度の概要、対象疾病と疾病の状態の程度等については、小児慢性特定疾病情報センター (<http://www.shouman.jp>) でご確認ください。